

令和 7 年度公立大学法人尾道市立大学 障害者就労施設等からの物品等の調達方針

1 目的

この方針は、公立大学法人尾道市立大学（以下「法人」という。）が国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進を図るための方針を定める。

2 対象とする施設等

調達の対象とする施設等は、法第 2 条第 4 項に規定する障害者就労施設等（以下「施設等」という。）とする。

3 対象とする物品等

法人が調達する物品又は役務のうち、事務用品、食料品、小物雑貨、印刷、清掃等、施設等が受注することが可能なものとする。

4 物品等の調達目標

予算の適正な使用並びに競争性及び透明性の確保や適正履行の確保に留意しつつ、本方針の目的に沿うため、施設等からの物品等の調達の推進に努める。

5 推進の方法

予算の適正な執行に配慮しつつ、随意契約を活用する場合には、施設等からの調達の推進に努め、また物品等の発注に際して、施設等からの物品等の調達に配慮した納期の設定等に努める。

6 調達実績の公表

- (1) 調達方針を作成したとき又は見直したときは、法人ホームページ等により公表する。
- (2) 本方針に基づく物品等の調達について、会計年度終了後、速やかに実績の概要をとりまとめ、法人のホームページ等により公表する。

7 その他

障害者就労施設等からの物品等の調達に資するよう、必要に応じて本方針の見直しを行うものとする。

8 担当部署

この調達方針の担当窓口は、事務局総務課とする。